

議案第13号

入間市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成31年2月19日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

東町小学校区に学童保育室を追加して設置したいので、この案を提出するものである。

入間市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

入間市学童保育室設置及び管理条例（昭和58年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | | |
|-----------|------------------|-----|
| 東町第二学童保育室 | 入間市向陽台二丁目1009番地3 | 40人 |
|-----------|------------------|-----|

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。